

○総務省告示第百九十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号（1）及び（3）並びに第三号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号（1）及び（3）並びに第三号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年十月一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>【一・二 略】</p> <p>三 施行規則第五十一条の九の六第三号の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>三、六〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数</p>
改正前	<p>【一・二 同上】</p> <p>三 施行規則第五十一条の九の六第三号の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	